

公益財団法人佐賀市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程

第1条 この表彰は、本市のスポーツの健全な普及、発展に貢献し、その成績が特に顕著であった団体及び個人に対して行う。

第2条 表彰される者の決定は、定款第36条に掲げる団体及び佐賀市教育委員会の推薦に基づき、公益財団法人佐賀市スポーツ協会（以下「協会」という。）の理事会が審査した結果に基づき、協会の会長が行う。

第3条 協会は、第1条に該当するものがあるときは、佐賀市民スポーツ大会の2週間前までに理事会において、該当者について推薦書に下記事項を記載した書類によって審議する。

推薦対象は、団体及び個人それぞれ1つとする。

（ただし、特別の場合はこの限りではない。）

1. 氏名又は団体名
2. 住所又は所在地
3. 推薦理由

第4条 この表彰は、前回の市民スポーツ大会からその年の市民スポーツ大会に至る期間中の第1条該当者に対して行う。

第5条 表彰は、会長が佐賀市民スポーツ大会の開会式の際に表彰状を授与する。

第6条 表彰状の様式は、特別のものを除き別紙のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年第21回市民体育大会から施行する。
- 2 この改正規程は、平成15年5月13日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人佐賀市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。